

京都市墓地等許可取扱要綱

(基本方針)

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で、数多くの優れた伝統、文化を継承し、また、三方を囲む自然豊かな山々の美しい景観を保全し、都市景観との融合を図ってきた。

そして、京都には、史跡、名勝のほか、日本仏教の聖地として多くの総本山、大本山及び名刹があり、市民をはじめ全国から多くの参拝者を迎えている。こうした中、寺院には、旧来、檀信徒が利用する墓地が多くあり、檀信徒との結び付きが強い他に類をみない形態が築かれている。

一方、市内には、地域と密着した主に市民が利用する共同墓地等が多くあるとともに、本市が経営する7カ所の共葬墓地、そして市民の納骨施設としての京都市深草墓園がある。

本来、墓地の管理及び埋葬等は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるものであり、墓地の経営においても公益性を有するとともに、永続的に管理され、健全な経営が確保される必要があり、過度に営利を追求しない公共的事業として運営されるべきである。

こうした点をふまえ、本市では、市内の墓地供給状況等を勘案し、市内において民営墓地の新設、拡張は原則として認めないことを基本方針としている。

今後も、京都で長年培われてきた伝統、文化、優れた景観及び良好な住環境を未来に引き継いでいくために、この要綱に基づき、適正な墓地等許可業務を本市が遂行していくものである。

(目的)

第1条 この要綱は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）に基づき、京都市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年規則第63号。以下「施行細則」という。）で定めるもののほか、本市における墓地、納骨堂及び火葬場の許可に関して必要な基準等を定め、許可の適正かつ円滑な取扱いを図ることを目的とする。

(墓地の許可)

第2条 本市の区域内における民営墓地の新設、拡張は次に掲げる場合を除き認めない。

- (1) 第5条に規定する墓地の移転
- (2) 第6条に規定する墓地の拡張
- (3) 公共事業に伴う墓地の移転又は拡張
- (4) 施行細則の施行日以前から現に存する墓地で、墓地台帳に登載する必要がある場合
- (5) 自然災害の発生等により、墓地の新設又は拡張が必要である場合
- (6) 墓地が山間地その他交通の著しく不便な場所にあつて、墓地を移転することに相当の理由がある場合

(墓地及び納骨堂の経営者)

第3条 墓地及び納骨堂の経営者は、地方公共団体又は本市の区域内に主たる事務所を有する宗教法人に限る。ただし、法施行前から現に存する墓地及び納骨堂については、この限りでない。

- 2 前条第1項第4号の規定に基づく墓地台帳に登載する墓地の経営者は、前項に定める宗教法人のほか、本市の区域内に存する墓地管理委員会（当該墓地の使用者により構成され、墓地を管理する組織をいう。以下同じ。）に限る。
- 3 墓地が現に存する場合において、市長が墓地の経営者を現状に即したものとするために変更する必要があると認めるときは、変更後の墓地の経営者は、第1項に定める宗教法人のほか、前項に規定する墓地管理委員会に限る。
- 4 墓地が法施行前から現に存する場合において、個人が親族のために設置した墓地についてその個人が死亡したときは、前項の規定にかかわらず、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により墓地を経営すべき相続人を選定したときはその者。）が経営することができる。

(経営者の遵守事項)

第4条 墓地及び納骨堂の経営者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法第12条の規定により選任した管理者に、法第15条に規定する図面、帳簿又は書類を備えさせる等、法令を遵守し、墓地及び納骨堂の適正な維持管理を行わせること。
- (2) 墓地及び納骨堂の経営は、永続性が確保され非営利性を原則とすることから、新聞、雑誌等による商業販売を目的とした墓地及び納骨堂の広告を行わないこと。
- 2 墓地及び納骨堂の経営者のうち宗教法人である者については、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条に規定する書類及び帳簿を作成する等、法令を遵守し、安定的な法人の運営を行うこと。
- 3 墓地の経営者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 墓地に死体を埋葬しないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
 - (2) 墓地に動物の死体を埋葬しないこと。
- 4 納骨堂の経営者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 納骨堂に火災防止策を講ずること。
 - (2) 納骨堂に施錠設備を設け、焼骨の盗難防止策を講ずること。
 - (3) 納骨堂に換気設備等を設け、納骨堂内の衛生的な環境を確保すること。

(墓地の移転に係る許可基準)

第5条 墓地の移転は、第2条第1項第3号、第5号及び第6号に定めるもののほか、現に本市の区域内にある墓地を経営する宗教法人が、主たる施設とともに本市の区域内に墓地を移転する場合に限り許可する。

2 前項に規定する墓地の移転に関する許可基準の要件は次のとおりとする。

- (1) 移転に係る意思決定等に関する要件
 - ア 主たる施設とともに墓地を移転することについて、相当の理由があること。
 - イ 主たる施設とともに墓地を移転することについて、責任役員会で意思決定されていること。
 - ウ 現に墓地を使用している全ての者から、墓地の移転及び改葬について、同意が得られていること。
- (2) 移転予定地に関する要件
 - ア 当該宗教法人が所有する土地であつて、抵当権、地上権等の所有権以外の権利（高圧線等の設置に係る地役権等の設定を除く。）が設定されていないこと。
 - イ 筆により隣接地と明確に区分された土地であること。
 - ウ コンクリート塀、側溝等の設置により隣接地と明確に区画された土地であること。
 - エ 移転前の墓地の区画数を確保できる必要最小限の規模であること。
 - オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、京都市風致地区条例（昭和45年条例第7号）等の法令の許可を要する場合には、当該許可を得たうえで、完了検査済証等を取得すること。
 - カ コンクリート塀、樹木等により外部から容易に見渡すことができない等、周囲の住環境を損なわないものであること。
 - キ 隣接する土地の所有者及び使用者の同意を得ていること。
- (3) その他の要件
 - ア 移転に関する資金は、調達に十分な裏付けがあり、適切かつ確実なものであること。
 - イ 移転する墓地の許可を受けた後、速やかに移転前の墓地にある全ての焼骨等を適正に改葬し、改葬完了後、直ちに墓地の廃止許可申請を行うこと。

(墓地の拡張に係る許可基準)

第6条 墓地の拡張は、第2条第1項第3号及び第5号に定めるもののほか、現に本市の区域内にある墓地を経営する宗教法人が、既存の墓地と一体性が保たれる区域において必要最小限拡張する場合に限り許可する。

2 前項に規定する墓地の区域の拡張に関する許可基準の要件は次のとおりとする。ただ

し、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 区域の拡張に係る意思決定に関する要件

ア 檀信徒から新たな墳墓建立の要望があり、かつ既存の墓地に当該要望に対応する用地がないこと。

イ 区域の拡張について、責任役員会で意思決定されていること。

(2) 拡張予定地に関する要件

ア 次のいずれかの要件を満たすこと。

(ア) 自ら経営する墓地の隣接地であること。

(イ) 自ら経営する墓地と主たる施設があり、かつ塀で囲まれた一体的な区域内であること。ただし、塀で囲まれた区域の面積は、10,000㎡以下であること。

(ウ) 複数の墓地の経営者からなる墓地集合区域の隣接地であること。ただし、墓地集合区域の一部を経営する宗教法人であって、その主たる施設にも隣接する場合に限る。

イ 当該宗教法人が所有する土地であって、抵当権、地上権等の所有権以外の権利（高压線等の設置に係る地役権等の設定を除く。）が設定されていないこと。

ウ 筆により隣接地と明確に区分された土地であること。

エ コンクリート塀、側溝等の設置により隣接地と明確に区画された土地であること。

オ 檀信徒からの新たな墳墓建立の要望に対して必要な区画数を確保できる最小限の規模であること。

カ 都市計画法、宅地造成等規制法、京都市風致地区条例等の法令の許可を要する場合には、当該許可を得たうえで、完了検査済証等を取得すること。

キ コンクリート塀、樹木等により外部から容易に見渡すことができない等、周囲の住環境を損なわないものであること。

ク 隣接する土地の所有者及び使用者の同意を得ていること。

(3) その他の要件

拡張に要する資金は、調達に十分な裏付けがあり、適切かつ確実なものであること。

(墓地の縮小及び廃止に係る許可基準)

第7条 本市の区域内にある墓地の区域の縮小及び廃止については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障ない場合に限り許可する。

2 前項に規定する墓地の区域の縮小及び廃止に関する許可基準の要件は次のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 区域の縮小又は廃止に係る意思決定に関する要件

ア 区域の縮小又は廃止について、責任役員会等で意思決定されていること。

イ 縮小又は廃止しようとする区域に墳墓がある場合は、現に当該墳墓を使用している者から墓地の縮小又は廃止及び焼骨等の改葬について、同意が得られていること。

(2) 区域の縮小又は廃止予定地に関する要件

ア 改葬を必要とする墳墓がある場合は、全ての焼骨等を適正に改葬していること。

イ 墓地縮小予定地以外の隣接地と筆により明確に区分されていること。

(納骨堂の新設及び増設に係る許可基準)

第8条 宗教法人による納骨堂の新設及び増設については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がない場合に限り許可する。

2 前項に規定する納骨堂の新設及び増設に関する許可基準の要件は次のとおりとする。

(1) 新設又は増設に係る意思決定に関する要件

ア 檀信徒から新設又は増設の要望があること。

イ 新設又は増設について、責任役員会で意思決定されていること。

(2) 新設又は増設予定地等に関する要件

ア 当該宗教法人が所有する土地及び建物であって、抵当権、地上権等の所有権以外の権利（高压線等の設置に係る地役権等の設定を除く。）が設定されていないこと。

イ 新設又は増設に際して、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、都市計画法、宅地造成等規制法、京都市風致地区条例等の法令の許可、確認等を要する場合には、当該許可、確認等を得たうえで、完了検査

済証等を取得すること。

ウ 檀信徒からの新設又は増設の要望に対して必要な収蔵を確保できる最小限の規模であること。

(3) その他の要件

新設又は増設に要する資金は、調達に十分な裏付けがあり、適切かつ確実なものであること。

(第3条第1項の規定によらない納骨堂の増設に係る許可基準)

第9条 この要綱の施行前に法に基づく経営の許可を受けている納骨堂を経営する第3条第1項の規定によらない法人が、使用者である檀信徒を有する宗教法人に永続的な管理を委託する納骨堂の増設について、市長が特別の理由があると認めるときは、これを許可する。

2 前項に規定する納骨堂の増設に関する許可基準の要件は次のとおりとする。

(1) 増設に係る意思決定に関する要件

ア 管理を委託する宗教法人の檀信徒から増設の要望があること。

イ 増設について、役員会等で意思決定されていること。

(2) 増設予定地等に関する要件

ア 当該法人が所有する土地及び建物であって、抵当権、地上権等の所有権以外の権利（高圧線等の設置に係る地役権等の設定を除く。）が設定されていないこと。

イ 増設に際して、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、都市計画法、宅地造成等規制法、京都市風致地区条例等の法令の許可、確認等を要する場合には、当該許可、確認等を得たうえで、完了検査済証等を取得すること。

ウ 管理を委託する宗教法人の檀信徒からの増設の要望に対して必要な収蔵を確保できる最小限の規模であること。

(3) その他の要件

増設に要する資金は、調達に十分な裏付けがあり、適切かつ確実なものであること。

(納骨堂の縮小及び廃止に係る許可基準)

第10条 本市の区域内にある納骨堂の縮小及び廃止については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障ない場合に限り許可する。

2 前項に規定する納骨堂の縮小及び廃止に関する許可基準の要件は次のとおりとする。

(1) 縮小又は廃止に係る意思決定に関する要件

ア 納骨堂の縮小又は廃止について、責任役員会等で意思決定されていること。

イ 縮小又は廃止しようとする納骨堂に焼骨がある場合は、現に当該納骨堂を使用している者から納骨堂の縮小又は廃止及び改葬について、同意が得られていること。

(2) その他の要件

改葬を必要とする焼骨が収蔵されている場合は、全ての焼骨を適正に改葬していること。

(火葬場の許可)

第11条 火葬場の経営、施設の変更及び廃止については、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要と認める場合で、かつ、地方公共団体が設置するものに限り許可する。

(必要書類)

第12条 施行細則第2条第4号に規定する市長が必要とする書類は、別表のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この要綱で定めるもののほか、墓地、納骨堂及び火葬場の許可に関し必要な事項は所管局長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年8月30日から施行する。

(廃止)

2 「墓地新設等の申請に対する当面の処理方針（昭和38年2月22日市長決定）」及び「京都市墓地等許可基準（平成6年3月10日衛生局長制定）」については、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に法に基づく経営の許可を受けている墓地及び納骨堂にあつては、第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

別表（第 12 条関係）

許可の種別	必要な書類
墓地の移転 （第 5 条関係）	1 宗教法人の登記事項証明書 2 責任役員会の議事録（墓地経営を決定したもの）の写し 3 宗教法人法第 25 条に規定する収支計算書の写し及び責任役員会その他規則で定める機関の議事に関する書類の写し 4 墓地の経営に係る資金計画書 5 墓地予定地の区域が分かる図面（墓地の区画及び境界を明示したもの、墓地周囲の住環境に配慮したことを明示したもの） 6 墓地予定地の地積測量図 7 墓地予定地の公図 8 墓地予定地の隣接者及びおおむね 100m 以内の範囲において住所を有する者に対し、墓地として使用することについて事前に説明を行ったことを示す文書 9 墓地予定地の隣接者から墓地として使用することについて同意を得た文書 10 移転前の墓地配置図及び墓地使用者名簿（住所及び氏名を記載したもの） 11 都市計画法、宅地造成等規制法、京都市風致地区条例等他法令の許可を要する場合は、他法令の許可証の写し及び完了検査済証等の写し 12 全ての墓地使用者の墓地移転及び改葬について同意を得た文書 13 墓地経営に係る誓約書（第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 項に記載した内容）
墓地の拡張 （第 6 条関係）	1 宗教法人の登記事項証明書 2 責任役員会の議事録（墓地拡張を決定したもの）の写し 3 宗教法人法第 25 条に規定する収支計算書の写し及び責任役員会その他規則で定める機関の議事に関する書類の写し 4 墓地の経営に係る資金計画書 5 墓地拡張予定地の区域がわかる平面図（墓地の区画及び境界を明示したもの、墓地周囲の住環境に配慮したことを明示したもの） 6 墓地拡張予定地の地積測量図 7 墓地拡張予定地の公図 8 墓地拡張予定地の隣接者から墓地として使用することについて同意を得た文書 9 墳墓建立を希望する檀信徒の名簿（住所及び氏名を記載したもの） 10 都市計画法、宅地造成等規制法、京都市風致地区条例等他法令の許可を要する場合は、他法令の許可証の写し及び完了検査済証等の写し 11 墓地経営に係る誓約書（第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 項に記載した内容）
墓地の縮小 （第 7 条関係）	1 宗教法人の登記事項証明書 2 責任役員会等の議事録（墓地縮小を決定したもの）の写し 3 墓地縮小後の境界が明示された図面 4 墓地縮小地の地積測量図 5 墓地縮小地の公図 6 墓地縮小地の写真 7 墓地縮小地の使用者名簿及び改葬の記録
墓地の廃止 （第 7 条関係）	1 宗教法人の登記事項証明書 2 責任役員会等の議事録（墓地廃止を決定したもの）の写し 3 墓地の地積測量図 4 墓地の公図 5 墓地の写真 6 墓地の使用者名簿及び改葬の記録

宗教法人の納骨堂の新設（第8条関係）	1 宗教法人の登記事項証明書 2 責任役員会の議事録（納骨堂経営を決定したもの）の写し 3 宗教法人法第25条に規定する収支計算書の写し及び責任役員会その他規則で定める機関の議事に関する書類の写し 4 納骨堂の経営に係る資金計画書 5 納骨堂の詳細図 6 納骨堂の面積図 7 納骨堂の建物の登記事項証明書 8 納骨堂の所在地の公図 9 納骨を希望する檀信徒の名簿（住所及び氏名を記載したもの） 10 建築基準法、消防法、都市計画法、宅地造成等規制法、京都市風致地区条例等他法令の許可、確認等を要する場合は、他法令の許可証の写し、確認済証等の写し及び完了検査済証等の写し 11 納骨堂経営に関する誓約書（第4条第1項第2号に記載した内容）
宗教法人の納骨堂の増設（第8条関係）	1 宗教法人の登記事項証明書 2 責任役員会の議事録（納骨堂増設を決定したもの）の写し 3 宗教法人法第25条に規定する収支計算書の写し及び責任役員会その他規則で定める機関の議事に関する書類の写し 4 納骨堂の経営に係る資金計画書 5 納骨堂の詳細図（変更前後を明記したもの） 6 納骨堂の面積図 7 納骨堂の建物の登記事項証明書 8 納骨堂の所在地の公図 9 納骨を希望する檀信徒の名簿（住所及び氏名を記載したもの） 10 建築基準法、消防法、都市計画法、宅地造成等規制法、京都市風致地区条例等他法令の許可、確認等を要する場合は、他法令の許可証の写し、確認済証等の写し及び完了検査済証等の写し 11 納骨堂経営に関する誓約書（第4条第1項第2号に記載した内容）
宗教法人以外の納骨堂の増設（第9条関係）	1 法人の登記事項証明書 2 役員会等の議事録（納骨堂増設を決定したもの）の写し 3 納骨堂の経営に係る資金計画書 4 納骨堂の詳細図（変更前後を明記したもの） 5 納骨堂の面積図 6 納骨堂の建物の登記事項証明書 7 納骨堂の所在地の公図 8 納骨を希望する者の名簿（住所及び氏名を記載したもの） 9 建築基準法、消防法、都市計画法、宅地造成等規制法、京都市風致地区条例等他法令の許可、確認等を要する場合は、他法令の許可証の写し、確認済証等の写し及び完了検査済証等の写し 10 納骨堂経営に関する誓約書（第4条第1項第2号に記載した内容等）
納骨堂の縮小（第10条関係）	1 宗教法人の登記事項証明書 2 責任役員会等の議事録（納骨堂縮小を決定したもの）の写し 3 納骨堂の所在地の公図 4 納骨堂縮小部分の使用者名簿及び改葬の記録
納骨堂の廃止（第10条関係）	1 宗教法人の登記事項証明書 2 責任役員会等の議事録（納骨堂廃止を決定したもの）の写し 3 納骨堂の所在地の公図 4 納骨堂の使用者名簿及び改葬の記録